

島原地域広域市町村圏組合職員の自己申告に関する実施要綱

平成28年11月30日告示第16号

改正 令和2年8月27日規則第22号

(目的)

第1条 この要綱は、人事異動等に関する職員自らの申告（以下「自己申告」という。）を実施し、職員の意欲を尊重した職員配置及び適正な人事管理に活用するとともに、公務能率の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 自己申告は、事務局一般職の職員を対象とする。ただし、次の各号に定める職員については、自己申告を実施しない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する条件附採用期間中の職員
- (2) 法第28条の4から第28条の6に規定する再任用職員
- (3) 法第22条の2に規定する会計年度任用職員
- (4) その他、任命権者が自己申告の実施を不相当と認める職員

(実施方法)

第3条 前条に規定する対象者は、管理者が指定する日までに自己申告書（別紙様式）により事務局総務課へ提出するものとする。

(保管)

第4条 自己申告書は、事務局総務課において保管し、これを公開してはならない。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和2年8月27日規則第22号）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。